

## ◆地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設◆

地域再生法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が、地域再生法の改正法の施行の日から平成32年3月31日までの間に、一定の寄附金を支出した場合には、法人税等の額から一定の金額の範囲内において税額控除を受けることができます

### 税額控除額

### 法人地方税

事業年度開始日	寄附金の合計額に対する割合			合計
	法人事業税	法人道府県民税 法人税割	法人市町村民税 法人税割	
～平成29年3月31日	10%	5%	15%	30%
平成29年4月1日～	10%	2.9%	17.1%	30%

※当期のそれぞれの税額の20%を限度とする

ただし、平成29年4月1日以後開始事業年度については法人事業税の15%(それ以外は20%)を上限とする

### 税額控除額

### 国税(法人税)

